

安倍晋三自由民主党総裁、川崎二郎自民党情報通信戦略調査会会長あて

国際婦人年連絡会 世話人 山口みつ子

實生 律子

紙谷 雅子

政権政党のテレビ報道各局への介入に抗議し、 介入をやめることを求める要望書

自民党は、昨年 11 月、衆議院選についてNHKと在京テレビ局各社に「選挙時期における報道の公平中立ならびに公正の確保についてお願い」なる文書を送りました。文書には、出演者の発言回数、時間、ゲスト出演者の選定で公平・中立、公正を期すこと、テーマについて特定政党出演者への意見の集中がないように、街頭インタビュー、資料映像等で一方的な意見に偏ることがないように公平・中立、公正を期すことと具体的要求が書かれていました。

これは政権政党が報道内容に具体的に介入・干渉する不当なもので、前代未聞のことです。放送法に照らしても容認することはできません。今後、二度と同じ事が繰り返されることのないことを強く要望します。

また自民党は今年 4 月 17 日、NHKとテレビ朝日の幹部を呼び、個別の番組内容について聴取、調査し、幹部がこれに応じたことが報じられました。これは極めて異例のことであり、政治権力による度重なる報道、言論への介入について強く抗議します。

さらにこの事情聴取の後、自民党情報調査会会長川崎二郎氏は、NHK と日本民間放送連盟でつくる「放送倫理・番組向上機構」(BPO)について、政府が関与する仕組みを含め、組織の在り方を検討する方針を固め、第三者機関の法制化をも考慮しつつさらに小委員会で放送法や BPO の立場について議論していくと語りました。

欧米では放送事業者を監督する機関は政府から独立しているのが主流です。放送事業が総務相の免許を必要とする日本では、その代わりに放送局の自主・自律が重視されています。放送内容の検証や見直しは、あくまで各放送局の自律性に委ねるべきです。そのために BPO が設置されています。

報道を規制し、制限する権限を政権党や政府は持っていないはずですが、もしこれがまかり通れば、戦前の言論統制のような過ちを繰り返すようなことになりかねません。私たちはこのような憲法違反は絶対にあってはならないと考えます。

以下について、強く要望します。

記

1. 政府及び政権政党のテレビメディアへの介入に抗議し、二度と再び同様なことが起こらないこと
1. 政府や政権政党が放送事業に介入、影響を与え易くするような放送法改正や法の創設、BPO の法制化は憲法違反です。これらを決して行わないこと